日常生活用具の給付に関する業者登録確認書

(趣旨)

(用具の給付)

- 第2条 業者は、豊中市の発行する日常生活用具給付券(以下「給付券」という。)の交付を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「給付対象障害者等」という。)に用具の給付を行うものとする。
- 2 業者は、給付対象障害者等に対して親切丁寧を旨とし、差別的取り扱いをしてはならない。

(費用の負担)

第3条 業者は、用具を引き渡す際に給付対象障害者等から給付券に記載された利用者負担額の支払いを受けて、領収証を交付するものとする。

(請求)

- 第4条 業者は、豊中市に対して用具の公費負担額を請求する場合には、請求書に給付対象障害者等の受 領印を受けた給付券を添えて請求しなければならない。
- 2 豊中市は、前項による適法な請求を受けた日から30日以内にその額を業者に支払うものとする。 (用具引渡し後の改善)
- 第5条 用具の引渡し後、その用具に業者の責めに帰すべきものと認められる箇所が発見された場合は、 業者は、これを改善しなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第6条 業者、業者の代理人及び従業員(以下「代理人等」という。)並びにこれらの職にあった者は、 用具の給付に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。この登録の有効期間の満了後又は取消し後 においても同様とする。
- 2 業者及び代理人等は、個人情報を収集し、複写し、又は複製するときは、用具の給付に必要な範囲を 超えてはならない。
- 3 業者及び代理人等は、個人情報の漏洩の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を豊中市に報告しなければならない。

(罰則規定)

- 第7条 業者及び代理人等は、前条第1項の定めに違反して個人情報を漏洩する行為が豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。)第11条に定める業者等の義務に違反するものであり、条例第63条、第64条及び第66条から第68条までの規定によって次の罰則に処せられる行為に該当するものであることを十分認識し、用具を給付しなければならない。
 - (1) 正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイル(電子計算機を用いて 検索することができるように体系的に構成されたものに限る。)を提供したときは、2年以下の懲 役又は1,000,000円以下の罰金
 - (2) 用具の給付に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、

又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金

- (3) 正当な理由なく、用具の給付に関して知り得た個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金
- (4) 代理人等が、用具の給付に関して、(1) から(3) までの違反行為をしたときは、業者に対して (1) から (3) までの罰金

(不正利得の徴収等)

第8条 業者が偽りその他の不正の手段によって公費負担額の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定 に違反したときは、豊中市は当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(登録期間)

第9条 この登録の有効期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。

(登録の更新)

第10条 この登録の有効期間満了前1ヵ月前までに豊中市業者のいずれか一方から何らかの意思表示が 行われないときは、登録期間満了の翌日において向こう1年間順次登録を更新したものとみなす。

この登録に関し、上記内容について確認しました。

年 月 日

登録業者 所在地

名 称 印

代表者